

H31年4月～改定 検定付きはかりの「定期検査」について

定期検査とは？

天びん・はかりを取引・証明に使用する場合、「検定付き」の“はかり”を使わなければいけません
そして、その後も使い続ける為には、2年に1度の間隔で「定期検査」を受けて“合格する”必要があります

定期検査 = 使用者が、2年に1度うける

検定 ≠ 定期検査

定期検査はいつ、どこでやっているの？

各地域ごとで行政が実施しています。だいたいのところ、**「奇数年は〇〇地区と△△地区で、偶数年は◇◇地区と××地区で実施」といった感じに区分しています**

「定期検査」をいつ実施しているかについては 検定付きはかりを使用している地域の計量検定所または市町村の計量担当部署にご確認ください

ということは・・・

平成31年5月に使いはじめた場合

- ① 奇数年に実施している地域だったら → 今年 定期検査を受ける
※ただし、その時点で、その年はすでに実施されていた場合は、次回(2年後)に受ける
- ② 偶数年に実施している地域だったら → 来年 定期検査を受ける

つまり・・・

検定付きはかりを買ったら、「その地域が実施している定期検査」を受けてください

そして、その定期検査は すぐにやってくるかもしれないし、ちょうど実施したばかりで次は2年先なのかもしれません
ある意味「運による」とも言えるかと・・・

ところで・・・

「検定」と「定期検査」ってことば、なんだか似ているので、ややこしいですよね
でも、この2つは全然違うもので、みなさんに関係するのは「定期検査」の方だけなのです

検定は最初だけ

- ① メーカーが、はかりを作った時に受けるのが「検定」
- ② 使用者が2年ごとに受けるのが「定期検査」

ポイント

検定：メーカーが受ける(合格したものを販売)
定期検査：使用者が受ける(落ちたら、その日から使ってはいけない)
→ メーカーに返却し「再検定を受けて合格」したら使ってOK

ちなみに

検定の合格基準 → 厳しい
定期検査の合格基準 → ゆるい

その「定期検査」ですが、「2年に1度って、まるで車の車検みたい！」というイメージをもっていませんか？
確かに、2年に1度受けるという点では似ていますが、**物凄く重要なところが違うんです**

車検は、新車登録時から、最初は3年後、その後は2年ごとに受け続けていかないと、いわゆる「**車検切れ**」になってしまい、「その車は公道を走れなくなる」、ですよね？

しかし、検定の方は期限がないので、「**検定切れ**」というの**はありません**※ つまり、どんなに古い検定つきはかりでも「**買ったその日**」から取引・証明用として使えるのです(勿論、次にやってくる「定期検査」を受ける必要はあります)

※ 定期検査で不合格となった場合は「検定切れ」となります その場合はメーカーで再調整後、「再検定」に合格することで、再び使用することができます

くるま

新車登録

3年後

車検を受ける=乗れる →
車検を受けない=乗れない → ×
(一旦切れても、再び車検を受ければ乗れる)

以降、2年ごとに車検

検定つきはかり

製造時(検定)

はかりを買った日

定期検査日

この間に実施された定期検査は受けていない

ココが違う

車検はいつでも受けれるが定期検査の日は決まっている

以降、2年ごとに定期検査

ポイント

重要なのは「いつ検定をとったのか？」ではなく「いつから使いはじめたのか？」ですので
「ちょっと古いはかりを手に入れたけれど、使っているの？」 → 「はい、使って大丈夫です！」ということです

～重要～

定期検査の“免除期間特例措置”の廃止

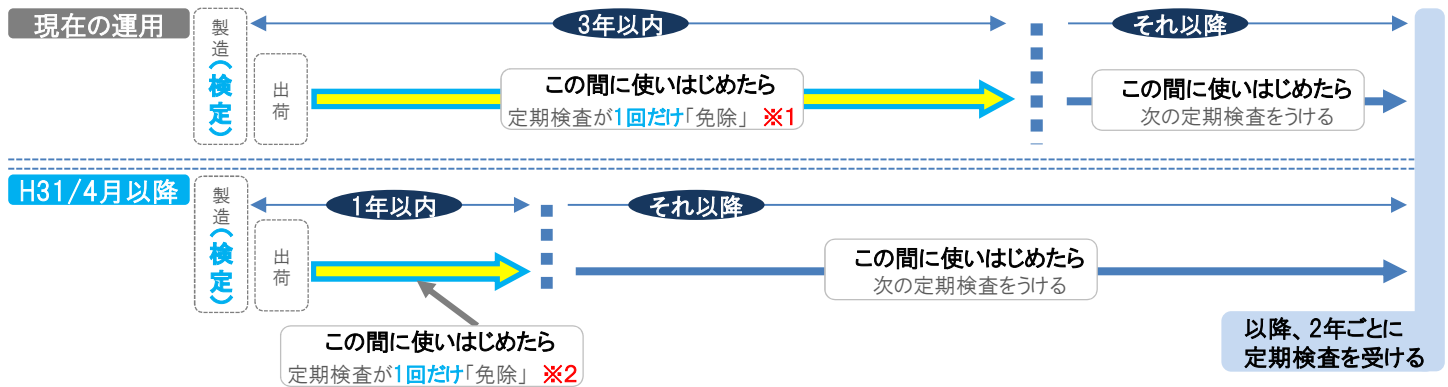
H31年4月以降

特例措置とは？

検定取得から 3年以内であれば初回の定期検査を免除される → コレが廃止されます

下の表の「**→**」の間に**使いはじめた場合**、定期検査が**1回だけ**免除となりますが、これが短くなり
実質的には免除はなくなります **以降、「2年ごとに定期検査を受ける」ということは変わりません**

表で比較すると・・・



※1 3年以内に2回目が来た場合は定期検査を受ける

※2 ただし、はかりを使用している地域が免除期間内に定期検査を実施していない場合は、**翌年の定期検査を受ける**

ポイント

変わらないこと

- 製造(検定)の後、3年(1年)以上経っても、検定が切れるわけではないので使ってOK
- 以降、2年に1度のペースで「定期検査」を受けていく
- 製造(検定)の後、ある期間内に使い始めた場合、1回目の「定期検査」が免除になる**可能性がある**
- ただし、使用している地域が**免除期間内**に定期検査を実施していない場合は、**翌年の定期検査を受ける**

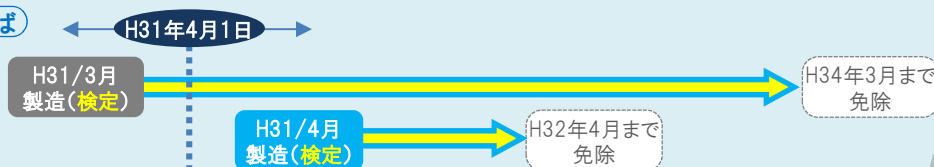
変わること

- その**免除期間**が 3年間 ⇒ 1年間に短縮される

豆知識

ということで、H31年4月よりも前に製造されたものと、それ以降に製造されたものでは、一回目の免除期間が逆転します

例えば



まとめ

- 使用者は、検定付きはかりを買ったら、2年に1度の「定期検査」を受ける必要があります (いつ検定をとったのかは、使用上は関係はありません)
- その定期検査については特例措置があり、「検定から3年以内は1回目の定期検査は免除」でした
- しかし、その特例措置は
 - 定期検査の1回目の免除期間が短くなる(3年間 → 1年間)
 - (免除期間内に使用地区で「定期検査」が実施されていなければ免除されない)

ということで、**運による要素**がほとんどなくなり、

実質上は、ほとんどのケースで購入した後の1回目の定期検査を受けることとなります

ややこしいようですが、これはまでは「免除なのか / そうでないのか」が分かりづらかったのに対して 4月以降はシンプルに「免除は ほぼ無くなる」ということです

引き続き、エー・アンド・デイの天びん・はかりを よろしく願いたします